

## 2 7月中旬に新しい被保険者証が届きます

### 被保険者証

被保険者証の更新時期は、毎年8月1日です。7月中旬に新しい被保険者証が届きますので、8月以降は新しい被保険者証をご利用ください。

8月以降の一部負担金の割合は、同一世帯内の被保険者の令和6年度の住民税課税所得額と、令和5年中の収入額をもとに判定しています。

保険証とマイナンバーカードの一体化に伴い、令和6年12月2日以降は、現行の被保険者証は廃止され、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行されます。(マイナ保険証をお持ちでない方は、「資格確認書」を交付します)。

### 医療費の一部負担金の割合と自己負担限度額等

被保険者証またはマイナンバーカードを保険医療機関等で提示することで、かかった医療費のうち、次表の「一部負担金の割合」の支払いで治療を受けることができます。

また、同一の医療機関で1カ月(同じ月内)の医療費の一部負担金が高額になったときは、次表の「自己負担限度額(月額)」までの支払いとなります(同一の医療機関でも入院・外来・歯科は別々に計算します)。ただし、「所得区分」が「低所得Ⅰ・Ⅱ」の方は、「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」を、「現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ」の方は、「**限度額適用認定証**」の提示がなければ、前者は「一般Ⅰ」、後者は「現役並み所得者Ⅲ」の「自己負担限度額(月額)」までを支払い、後日、その差額が高額療養費として支給されます(オンライン資格確認を受けて、限度額適用区分の確認に同意しない場合も含む)。

令和4年10月1日から3年間は、負担割合が2割の方について、1カ月の外来の自己負担額の増加額を3,000円までに抑える配慮措置を適用します(入院の医療費は対象外)。

| 所得区分    | 一部負担金の割合 | 自己負担限度額(月額)   |   | 入院時の食事代の標準負担額(1食当たり)             |
|---------|----------|---|---|----------------------------------|
|         |          | 個人ごと(外来のみ)  | 世帯ごと(外来+入院)   |                                  |
| 現役並み所得者 | Ⅲ        | 同一世帯に、住民税課税所得額690万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる方  | 252,600円+(総医療費-842,000円)×1%<br>(多数回 140,100円)※1)        | 490円                             |
|         | Ⅱ        | 同一世帯に、住民税課税所得額380万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる方  | 167,400円+(総医療費-558,000円)×1%<br>(多数回 93,000円)※1)         |                                  |
|         | Ⅰ        | 同一世帯に、住民税課税所得額145万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる方  | 80,100円+(総医療費-267,000円)×1%<br>(多数回 44,400円)※1)          |                                  |
| 一般      | Ⅱ        | 以下の①②の両方に該当する方<br>①同一世帯に住民税課税所得額が28万円以上145万円未満の後期高齢者医療の被保険者がいる方<br>②「年金収入」+「その他の合計所得金額」の合計額が以下の場合<br>・被保険者が1人 200万円以上<br>・被保険者が2人以上 合計320万円以上 | 18,000円または<br>6,000円+(総医療費-30,000円)×<br>10%の低い金額を<br>適用 | 57,600円<br>(多数回 44,400円)<br>(※1) |
|         | Ⅰ        | 同一世帯に、住民税課税所得額28万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいない方、または上記①に該当するが②には該当しない方  | 18,000円   |                                  |
| 低所得     | Ⅱ        | 世帯員全員が住民税非課税の方  | 8,000円  | 24,600円<br>[180円]※2)             |
|         | Ⅰ        | 世帯員全員が住民税非課税であって、かつ各所得額(公的年金等控除額は80万円として、給与所得がある場合は給与所得額から10万円を控除して、それぞれ計算)が0円の方  | 8,000円  | 15,000円<br>110円                  |

(※1) 過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」となり、上限額が下がります。

(※2) 過去12カ月以内に低所得Ⅱ区分の入院日数が90日を超える場合、申請をすれば、91日目から180円になります。

### 医療費が高額になるとき

「低所得Ⅰ・Ⅱ」に該当している方は、「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」を、「現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ」に該当している方は、「**限度額適用認定証**」を医療機関等の窓口で被保険者証とともに提示、またはオンライン資格確認を受けて限度額適用区分の確認に同意することにより、医療機関等ごとに1カ月間の窓口での支払いが、外来・入院とも区分に応じた限度額までとなります(「低所得Ⅰ・Ⅱ」に該当している方は、柔道整復、鍼灸、あんまマッサージの施術などは除く)。また、「低所得Ⅰ・Ⅱ」に該当している方は、入院時の食事代等についても減額されます。

認定証の更新時期は毎年8月1日です。現在、認定証をお持ちで8月以降も引き続き対象となる方には、7月中旬に新しい認定証を被保険者証と一緒に送付する予定です。

保険証とマイナンバーカードの一体化に伴い、令和6年12月2日以降は、現行の限度額適用・標準負担額減額認定証および限度額適用認定証は廃止され、マイナ保険証でのオンライン資格確認を基本とする仕組みに移行されます。

▶ 国保医療年金課(☎64・3240)、📍地域振興課(☎75・0253)、📍地域振興課(☎72・2523)、📍地域振興課(☎322・1451)  
兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局(コールセンター)(☎078・326・2021)



## 後期高齢者医療制度(保険料・被保険者証)について

### 1 後期高齢者医療制度の保険料額決定通知書を送付します

令和6年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に送付します。

#### 制度改正

令和6年4月からの後期高齢者医療制度の保険料について制度改正が行われました。

子育てを全世代で支援するため、また、少子高齢化による人口構成の変化に対処できる持続可能な仕組みにするとともに、現役世代の負担の増加を抑制するため、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が施行され、後期高齢者医療制度の保険料について、改正が行われました。

#### 改正点

- 後期高齢者医療制度で、出産育児一時金にかかる費用の一部を支援する仕組みを導入。
- 後期高齢者一人当たりの保険料の伸び率を、現役世代の一人当たりの「後期高齢者支援金」の伸び率に合わせて、後期高齢者負担率を引き上げる見直し。

この制度改正で、後期高齢者が負担する保険料は増加することになります。

制度改正により増加する保険料は、賦課限度額や所得割率を引き上げる形で負担能力に応じた負担としつつ、負担の急激な増加をやわらげるため、令和6年度に限り一部の方に、激変緩和措置(下記の保険料の計算方法※3、※4参照)が講じられています。

#### 保険料の計算方法

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者が支払います。

後期高齢者医療制度の保険料(年額)を決める基準である保険料率(均等割額と所得割率)は、2年ごとに見直し、令和6年度の保険料額は以下のとおりです。

|         |        |  |
|---------|--------|--|
| ① 均等割額  | ② 所得割額 | ① + ②  |
| 52,791円 | +      | (令和5年中の総所得金額等※1) -<br>基礎控除額 43万円※2) × 所得割率 11.24%※3) |
|         |        | =  |
|         |        | 保険料額(年額)<br>(賦課限度額 80万円※4)                           |

(※1) 総所得金額等とは、収入額から控除額(公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のこをいい、医療費控除額、障害者控除額、扶養控除額等の所得控除額は含みません)を引いた金額です。

(※2) 合計所得金額が2,400万円を超える場合は、その金額に応じて段階的に基礎控除額が減少します。

(※3) 激変緩和措置として、総所得金額等から基礎控除額43万円を差し引いた金額が58万円(年金のみの場合、年金収入額が211万円)以下の場合の所得割率は、10.32%です(令和6年度に限る)。

(※4) 激変緩和措置として、昭和24年3月31日までに生まれた方および令和7年3月31日までに障害認定により資格を取得された方の賦課限度額は、73万円です(令和6年度に限る)。

#### 保険料の支払い方法

①年金からの支払い【特別徴収】 原則、年金からの天引きとなります。申請いただくことで、口座振替に変更することができます。

②口座振替や納付書で支払い【普通徴収】 7月から翌年3月まで毎月支払います。

#### 所得の低い方の軽減(令和6年度)

同一世帯内の被保険者と世帯主の令和5年中の総所得金額等が次の基準額以下の場合、均等割額が軽減されます。

| 総所得金額等(被保険者全員+世帯主)が次の基準額以下の世帯               | 軽減割合<br>(軽減後の均等割額:年額) |
|---|-----------------------|
| 基礎控除額(43万円)+10万円×(年金・給与所得者数-1)              | 7割(15,837円)           |
| 基礎控除額(43万円)+29.5万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1) | 5割(26,395円)           |
| 基礎控除額(43万円)+54.5万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1) | 2割(42,232円)           |

※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定します。

#### 被扶養者であった方の軽減

制度に加入する前日に、会社の健康保険等(国民健康保険・国民健康保険組合を除く)の被扶養者であった方は、所得割額は0円です。また、被保険者となってから2年間は、均等割額が5割軽減されます。

※被扶養者であった方でも、世帯の所得が低い方の軽減を受けることができます。ただし、両方受けることができる場合は、軽減割合の高い方が適用されます。

#### 保険料の減免および徴収猶予

①災害で大きな損害を受けたとき、②所得の著しい減少があったとき、③他の被保険者や世帯主が死亡したことなどにより世帯の所得が軽減判定基準以下となるとき、④一定期間給付の制限を受けたときで、保険料を納めることが困難な方は、申請により保険料が減免される場合や一定期間保険料の徴収が猶予される場合があります。